

「郵政民営化に関する意見募集」に対する意見について

一般社団法人 生命保険協会

1 これまでの郵政民営化に対する評価

当会は、生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを旨とする団体であり、生命保険事業の適切な運営を確保するため、行動規範および各種自主ガイドラインの策定や各社の好取組事例の共有化など、様々な取組みを行っております。

郵政民営化に関しては、当会の特別会員である株式会社かんぽ生命保険（以下、かんぽ生命）と民間生命保険会社の共存共栄による健全な生命保険市場の発展を実現する観点から、日本郵政株式会社（以下、日本郵政）保有のかんぽ生命株式の完全売却による「公正な競争条件の確保」や、日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し適切に補完し合うこと等を郵政民営化のあるべき姿として提示してまいりました。

（1）かんぽ生命株式の売却について

郵政民営化は、郵政民営化法第2条において、「公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上」等を図るため、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」とされており。

そのうえで、郵政民営化に関する施策についての基本方針として、「日本郵政株式会社が保有する…（中略）…郵便保険会社の株式は」、「その全部を処分することを目指し」、「できる限り早期に、処分するものとする」とされており。

しかしながら、平成19年10月にかんぽ生命が生命保険業を開始してから15年が経過した現在、日本郵政によるかんぽ生命株式の保有比率は未だに49.8%とおよそ半分の割合を占めており、今後の完全売却に向けた道筋も示されておられません。

また、令和3年4月の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、「次期中計期間において金融二社株式を50%処分した段階で、全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」との言及があったにも拘わらず、上記の状況にあることは、かんぽ生命株式の売却という視点からは、郵政民営化の進捗状況が懸念すべき

状況にあると指摘せざるを得ません。

日本郵政は、郵政民営化法第7条により、政府がその株式を常時3分の1超保有し続けることとされています。そして、日本郵政株式は、国民共有の財産と政府に認識されております。

このように、日本郵政の重要子会社であるかんぽ生命に対して、間接的に政府が出資をしているともいえる状況が長く続いている状況にある中、例えば、万一かんぽ生命の経営に問題が生じた場合、「日本郵政株式を保有する政府としても、かんぽ生命に対して何らかの支援を行うのでは」と、契約者が期待を抱くことは無理からぬものと考えられます。

なお、令和元年12月に公表されたかんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会の調査報告書では、国営事業であったことが信用力を高めている側面や、現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であることなどが示唆されております。

【かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会「調査報告書」

(令和元年12月18日) (一部抜粋)

- ・ これら（郵便・郵便貯金・簡易生命保険）3事業を中心とする国営郵便局における各種業務は、一世紀ないし一世紀半近くにわたり、国民生活に欠かせない重要なインフラとして社会に貢献してきた。この郵便局に対する信頼こそが、株式会社かんぽ生命保険となっても多数の顧客を集めることができた最大の要因であることに間違いはなからう。
- ・ 3事業会社の持株会社である日本郵政株式会社の発行済株式のうち3分の2近く(※)は政府が保有しており、今もなお日本郵政グループの持つ組織、事業、資産等の総体は、国民全体の財産とすることができる。また、全国津々浦々で数多くの国民が生活や経済活動を営む上で不可欠な、わが国の根幹をなす社会的基盤の一つでもある。
- ・ 本契約問題における顧客には高齢者が多いが、その原因として、高齢者の中には、郵便局は元国営組織であるから信頼できると考える人が多いため、これを利用して不適切な勧誘により加入させた郵便局員が一定数存在するものと考えられる。

(※) 当時の状況。

このような状況を踏まえれば、かんぽ生命と民間生命保険会社との間において、対等な競争条件が確保されているとはいえず、公正かつ自由な競争を促進するという郵政民営化の基本理念の一つもまた実現に至っていないといえます。

生命保険市場の健全な発展を通じた国民の利便の向上のためには「公正な競

争環境（条件）の確保」が不可欠であり、日本郵政グループにおいては、まずはかんぽ生命株式の完全売却に向けた適切かつ具体的なスケジュールを早急に示して郵政民営化法上の基本方針に関する説明責任を果たすとともに、着実にこれを実行していくことで、郵政民営化に関する責任を全うしていく必要があるものと認識しています。

（２）かんぽ生命の業務範囲の拡大について

当会は、かんぽ生命の限度額の引上げを含めた業務範囲の拡大は到底容認できない旨、繰り返し主張してまいりました。

しかしながら、前回、令和３年４月の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」が公表された後、日本郵政のかんぽ生命株式保有比率が約 49.9%となり、同年６月からかんぽ生命の新規業務について郵政民営化法上の認可制から届出制へと移行して以降、適正な競争関係等への影響が想定される新規業務が活発化している状況が続き、憂慮しております。

郵政民営化法第 138 条の 2 第 2 項に規定されているとおり、届出制移行後においても、新規業務に当たっては、「他の生命保険会社との適正な競争関係」等を「阻害することのないよう特に配慮しなければならない」とされているところ、（１）にて確認したとおり、かんぽ生命と民間生命保険会社との競争関係は現状で公正なものとはいえません。

しかしながら、２年足らずのうちに計５件の新規業務が開始されているところ、この間に郵政民営化の基本方針たる日本郵政のかんぽ生命株式処分が進展せず、その完全売却に向けた道筋も示されていないことを考えれば、適正な競争関係の観点から見れば衡平を欠く対応がなされている状況です。

例えば、令和３年１１月に届出がなされ、令和４年４月に商品改定された医療特約に関し、詳細な開示はされていないものの、かんぽ生命の新契約年換算保険料（令和５年３月期）の個人保険全体の金額が前年比で+42.7%となっている中、うち第三分野は前年比で+196.3%、金額にして+約 43 億円と、約３倍もの伸びを見せており、本改定が多大な貢献をしたであろうことは想像に難くないとともに、民間生命保険会社の生命保険募集において少なからぬ影響があったものと推認されます。なお、同時期における民間生命保険会社（かんぽ生命除く）の個人保険の新規契約年換算保険料のうち第三分野は前年と同水準という状況です。

同様に、令和４年１２月に届出がなされ、令和５年４月に商品改定された学資保険については、令和５年４月～６月の第１四半期において前年同期比+約 230%（かんぽ生命公表値より当会推計）の大幅な伸びを見せているところ、やはり民間生命保険会社に一定の影響を及ぼしたものと推認されます。

これらの新規業務につき、医療特約の改定等に関する郵政民営化委員会の調査審議における意見聴取において、当会からは、具体的な改定内容について「相応のインパクトがある」と指摘しております。また学資保険の改定に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見聴取においても、「同様に戻り率（受取総額÷保険料払込総額）の向上がなされた平成26年4月の学資保険改定時に大きくシェアを獲得した過去の経緯を踏まえると、今般の戻り率の改善により更なる販売増が見込まれ、市場へ影響を及ぼす懸念がある」旨を表明しており、「公正な競争環境（条件）の確保」がされていない中での業務範囲の拡大について懸念を表明していたところです。しかしながら、令和3年12月17日の第242回郵政民営化委員会および令和5年2月27日の第258回郵政民営化委員会の資料によれば、この配慮義務についていずれも「問題ないと考えられる」と判断されていました。

当時の議事録によれば、収支の見込みなども含めて調査審議をした結果とありますが、その詳細な経緯等は公表されていないところ、一方では「かんぽ生命の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば、当委員会において確認や検証等を行うことについて検討」するともされていました。

郵政民営化委員会においては、調査審議を適切に実施するとともに、その検証方法や検証結果等について情報公開を行うなど、中立的・専門的な立ち位置から調査審議の透明性・客観性の向上に努めていただきたいと思います。

2 今後の郵政民営化への期待

まず、郵政民営化の基本方針である、日本郵政保有のかんぽ生命株式完全売却に向け、適切かつ具体的なスケジュールを早急に示し、これを着実に実行していくことが期待されます。

次に、郵政民営化の基本理念に照らせば、公正かつ自由な競争を通じ、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上に資することもまた、重要な点です。

令和5年7月24日の第263回郵政民営化委員会において示された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の進め方(案)」においては、「検証の視点」として「日本郵政グループの一体経営のあり方」、「検証項目」として「金融二社の株式処分に伴う日本郵政グループの一体的な経営のあり方」「日本郵政グループの持続可能なビジネスモデルに向けた取組状況」が示されております。しかし、通常、企業グループとは親会社を中心としてその子会社や関連会社など何らかの資本関係を有する複数企業の集合を指すものと考えられるところ、金融二社の株式は今後完全に処分されることからすれば、このような視点に立つての検

証に留まらず、広く民間保険会社との提携なども含めた成長戦略・ビジネスモデルに関する検証などを行っていく必要があるのではないかと考えます。

当会は、約24万名の営業職員および約3万3千の代理店等によって全国をカバーする民間生命保険会社と、同様に約2万4千局で全国をカバーする日本郵政グループとが、双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことで、地方部の活性化も含めた中長期的な国民利益の実現、そして健全な生命保険市場の発展へと繋がっていくことを繰り返し主張してまいりました。そうした視点から、これまで、日本郵政グループの各社と民間生命保険会社との間で、生命保険の受託販売をはじめとした提携もなされ、一定の進展が図られてきました。

とりわけ近年、生命保険に関してはニーズの多様化が進む中で、民間生命保険会社においても必ずしも自社での商品開発に拘るのではなく、グループ内外を問わず優れた商品の供給を受け、お客さまのニーズに即した商品ラインアップを提供する取組みが増えてきております。そのため、日本郵政グループにおいても、グループという枠にとらわれることなく民間生命保険会社が有する強み・特徴を活用いただき、利用者利便の向上の観点から、提携関係・協調関係を更に推進することが、経済活力の向上にも寄与するものと思料いたします。

3 更なる郵政民営化の推進に向けた要望（その他）

これまで述べてきた通り、当会は、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に迎え入れ、活力ある経済社会の実現に繋げていく観点から、日本郵政によるかんぽ生命株式の完全売却が適切なスピード感をもって着実に進められることが重要であると考えます。

かんぽ生命の業務範囲拡大については、前記のかんぽ生命株式の完全売却が実現し、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」がなされたとき、初めて民間生命保険会社と同一となるべきものと認識しております。

株式完全売却の具体的な道筋すら見えていない段階における業務範囲拡大については、当会としては許容できるものではなく、郵政民営化委員会におかれましても慎重に調査審議いただくことを要望いたします。

また、届出制の運用方針に関する郵政民営化委員会関係者ヒアリングにても要望いたしましたが、新規業務（特に商品・サービスなど顧客に直接提供されるもの）は、適正な競争関係等への影響が想定されうるため、今後も幅広く調査審議や外部からの意見聴取を実施いただきたいと考えております。しかしながら、届出制への移行後、かんぽ生命による5件の新規業務に関わる届出のうち2件については調査審議自体が行われませんでした。

当会といたしましては、郵政民営化委員会の運営の透明性確保の観点から、届

出があった事実やその内容はHP等で速やかに公表いただくとともに、「調査審議」「外部からの意見聴取」「意見作成・公表」それぞれの実施要否の判断にあたっては、個々の案件ごとに判断根拠等の公表を要望いたします。

また、新規業務に係る配慮義務の遵守状況については、業務開始時・開始後において適切な確認・検証等を実施いただくとともに、今後、新規業務についての調査審議が行われる場合には、そうした検証結果も踏まえつつ、市場に与える影響について一層慎重にご確認いただくことを要望いたします。

以 上